

## 宮古島市地域防災計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果について

下記のとおり、「宮古島市地域防災計画（素案）」に対する意見募集を行ったところ、以下のとおり、ご意見が寄せられました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

今般、寄せられたご意見及び当該ご意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

- 1 実施期間：平成25年10月16日（水）～10月29日（火）
- 2 実施方法：宮古島市ホームページ、平良庁舎（3階）・各支所（地域係）
- 3 提出された意見数：3名（窓口持参1名、電子メールによる提出2名）
- 4 寄せられたご意見に対する考え方は、以下のとおりです。

該当ページ	該当する行	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
7ページ		<p>災害想定は、過去の被災を限度に単一災害に算定するのではなく、市民それぞれの落命回避を主眼に置いたものが望ましい。</p> <p>防災とは、予測される災害を事前に『完全』に防ぐ事では無く（そもそも、それは費用対効果に於いても、予測範囲の限界に於いても、不可能なのだから）、災害連鎖に見られる様な、『より酷い状態』や『より酷い状況』を事前に『想う』事にて、回避する手立てを考え、物的と心理的に調える事を謂うのだから、『より安全な避難遂行』と確保を実感出来る様な、『複合災害の考慮される最悪』を現時点の能力の限りに記すべきだと感じる。人</p>	<p>複合災害については、21ページの「第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方（4）複合災害への対応」で複合災害への対応方針を、また43ページに複合災害訓練の実施について記載し、複合災害へ備える計画としています。</p>

		<p>智を超える天災が東日本大震災にて立証されているのだから、その轍を踏まずに『有らん限り』を示す必要は行政の義務ではないのか。</p> <p>少なくとも、猛烈で大型の台風が宮古島近在を転向点としていて週間単位で滞留している深夜 03:00 大潮の満潮時、明和大津波同様の地震と津波が複合的に発生した時を想定して、その様な中でも、どの様に、より安全な避難を執り行えるのか、『費用対効果で何を諦めて、最低限必須の人命救出をどの様に執り行うのか』を自助・地域連携・市行政出動・県、近隣市町村行政連携・他行政出動要請の手順の調べと、市民啓発を市内教育機関とも連携した防災教育として確立するべきではないのか。</p>	<p>自助・地域連携については、45 ページの「第3款 自主防災組織育成計画」で、自主防災の重要性について記述するとともにその自主防災組織の育成強化の推進について記述しております。</p> <p>市行政出動・県、近隣市町村行政連携・他行政出動要請の手順については、49 ページの「第2款 活動体制の確立」で「市職員の防災対応力の向上」「職員を対象とした防災研修の実施」「市防災担当職員及び災害担当職員の養成」「民間等の人材確保」を図ることとし、また 51 ページの「(3)応援体制の強化」で、「他市町村の相互応援協力協定締結の推進」「市内関係業界や民間団体との連携体制の充実」など体制の強化や具体的な手順等を明確にしていくこととしております。</p> <p>防災教育については、62 ページの「2 津波危険に関する啓発」、79 ページの「第21節 台風・大雨等の防災知識普及計画」で、地震・津波や台風・防火等の防災教育の充実・強化を記述しております。</p>
--	--	--	---

18 ページ		<p>市民等の責務を明記するならば、未施行な条例案等を示すべきだろう。</p> <p>平たく言うならば、八重山の市町連携の仕組み、特に石垣市では調っている防災計画や地域連携が、宮古島市では、財政逼迫を含めて、どういう理由で未施行なのか、理由を明示した上で、市民責務を述べるべきではないのか。</p>	<p>18 ページの第6節「市民等の責務」及びその前文を誤解のないように、以下のとおり修正します。</p> <p>タイトル 「市民等の責務」→「市民及び事業所等の責務等」 前文 大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。 従って、災害対策基本法第7条「住民の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業所等は、積極的に災害防止に努めるものとする。</p>
57 ページ		<p>『お薬手帳』等の医療介護資料の活用等を事前に市内医療機関等に打診し協力を取り付けて、特に高齢者・重篤疾病者・障害者の日常服薬管理の情報や高血圧等疾患に至らない迄も注意を要する事項、避難時に留意しなければならない疾患等を電子機器の利用が不能に陥った被災現場でも利用可能なアナログ資料管理と宮古島島外への(情報漏洩防止を施した上で)デジタル情報保管管理を施し、『助かった生命』を災害後の不備での落命を防禦する手立てを施すべきではないのか。</p> <p>個人情報保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十八号)・宮古島市個人情報保護条例(平成17年10月01日条例第10号)を踏まえて、対象の個人を医療介護受診利用時に医療介護提供者側から個人情報の災害時利用の承諾を取り付けてもらえる本人自署の説明書類と、健康保険証カード等に災害時医療等情報提供承諾確認シール(運転免許証に貼付出来る臓器提供カードシールに類した型式のものを想定)の発行等、櫃災後救命が無駄に成らない『避難時救命』を防災計画の時点で調えるべきではないのか。</p>	<p>災害時要援護者の情報開示については、175ページの「第2節 被災者へ生活への支援計画 3 被災者台帳の作成」で、災害対策基本法に則り、市は被災者台帳を作成し、被災者の援護の実施に必要な限度で、台帳に記録された情報を、市内部で目的外利用できるものとするとともに、他の地方公共団体に台帳情報を提供できるものとしています。</p>

8 ページ		<p>第4節 災害の想定 2 地震及び津波の被害想定</p> <p>市域における地震・津波被害量予測一覧では、津波による建物被害棟数を、宮古島東方沖：全壊4棟・半壊4棟、石垣島東方沖：全壊15棟・半壊11棟とそれぞれ想定しています。</p> <p>13ページ記載の最大クラスの津波浸水想定結果によれば、最大遡上高は25mを超え甚大な被害が想定されますが、建物被害及び死傷者数等の人的被害について余りにも低く想定されております。</p> <p>津波浸水想定エリア図に基づく現地調査を実施し、現状に即した被害想定を再検証するよう要望します。</p>	<p>9ページの市域における地震・津波被害量予測一覧での被害量は、13ページ記載の「最大クラスの津波浸水想定」による結果ではなく、11ページ記載の「切迫性の高い津波浸水想定」によるものを示したものです。9ページの注書に『上記の表の数値は11ページ記載の「切迫性の高い津波浸水想定」に基づくものである』旨追記します。</p> <p>13ページ記載の最大クラスの津波による被害想定は、現在、沖縄県で調査が進められている状況であり、今後調査結果が公表されれば、本計画に記載する予定です。</p>
48 ページ		<p><b>(2) 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実</b></p> <p>災害対策本部は、災害情報の収集・指揮命令・避難勧告等の情報伝達の中核機能でありながら、本部室を何処に設置するのか記載が見あたりません。</p> <p>平良本庁舎を想定していると思われそうですが、本部室建物が被災した場合の移設順序として、市消防本部や耐震性の高い建物並びに津波・台風被害にも耐えうる建物を考慮し検討する必要があります。あり順位を明示する必要があります。</p>	<p>83ページの「第1節組織計画」の「1 宮古島市災害対策本部」の文章を以下のように改めます。</p> <p>「宮古島市災害対策本部（以下、災害対策本部という。）の組織等は、「宮古島市災害対策本部条例（平成17年10月1日）、「宮古島市災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。</p> <p>(4)災害対策本部の開催に以下の文章を追加します。</p> <p>本部会議の開催場所は原則として宮古島市役所平良庁舎（3階会議室）とする。</p> <p>なお、平良庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。</p>

			1 消防本部庁舎 2 上野庁舎 3 城辺庁舎
119 ページ		<p>先を見越した風水害対応として、事前行動計画（タイムライン式対応計画）の有効性が証明され、他県自治体で導入され成果を取っております。</p> <p>この考え方は、米国のハリケーン用タイムライン事前行動計画が大きな減災成果を上げていることから、日本に導入されております。</p> <p>台風は、発生してから被害が生じるまで時間があり、台風タイムラインに基づく事前行動により「先を見越した対応」が図られ、減災に大きく貢献するものと考えます。</p> <p>防災計画の記載内容を見るに網羅的で、行政・防災機関・支援団体等の具体的行動計画の精度・効果等が低く感じられますことから提言します。</p>	<p>22 ページの「第2節 防災対策の基本方針」の「1 周到かつ十分な災害予防対策」の(4)で予知・予測研究、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究を推進し、その成果の情報提供及び防災施策へ活用していくと記述しており、今後防災に関する調査研究を進めその成果を施策に反映していきたいと思っております。</p>

36 ページ	<p>13 通信・放送設備の優先利用等の事前措置  (1) 優先利用の手続き  「放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めて」</p> <p>事前に各放送局と具体的な内容、対応等を定めた災害放送協定書を締結し準備しておけば、緊急放送等を直接放送局に依頼することが可能となり、迅速かつ確実な対応が可能となりますことから、災害放送協定に関する記載をお願いします。</p> <p>また、エネルギー・食料・医療等の各民間事業者とも同様に災害協定書を締結することで、災害時の迅速な連携が図られ、防災訓練等にも積極的に参加すると思えます。</p> <p>多くの自治体で同様な取組を進めておりますことから検討願います。</p>	<p>各放送局との協議は県が行いますが、104 ページ「第1節災害通信計画 (4) 放送要請の依頼」で記載しているとおり、市は県を通じて災害放送を要請することや、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の要請を行うことができます。</p> <p>また、127 ページの「第11節 救出計画 3 救出用資機材の調達」で建設業協会等との協定等により調達することとしており、エネルギー・食料・医療等の各民間事業者との災害協定締結についても、今後締結を進めていきたいと考えております。</p>
--------	---	--

<p>103 ページ</p>	<p><b>第3章 災害 応急対策計画 (共通編) 第1節 災害 通信計画</b></p>	<p>「災害情報等の伝達・報告、災害時における通信連絡方法について、①電気通信業務用電気通信施設・設備（電話・電報）と②専用通信施設として、市防災情報システム（屋外放送）・警察電話・警察無線電話・その他非常通信の利用」</p> <p>東日本大震災を始め、大規模災害時の情報伝達のあり方が議論されており、確実かつ迅速に災害情報伝達手段が求められています。東日本大震災では、電気通信事業者の整備した通信網は壊滅的な被害を受け、固定電話及び携帯電話はつながらず、的確な災害通信の確保ができませんでした。</p> <p>市防災情報システム（屋外放送）は電話回線を利用した情報伝達システムであり、災害想定に示す地震や台風では電柱倒壊等により回線は寸断され、システムは機能停止となる極めて災害に脆弱なシステムでありますことから、以下について提案します。</p> <p>「多様な情報伝達手段を導入し、避難に関する情報等を的確に伝達できるよう活用するため、市防災情報システム（屋外放送）や携帯電話のポケット通信などに加え、ツイッターやエリアメールなども活用するとともに、コミュニティFM放送を活用した防災ラジオ等の情報提供システムの導入について検討に努める。</p> <p>また、指定避難所の避難者情報の収集および公開システムなど、家族等からの問い合わせに対する迅速な回答が行える体制の整備に努める。」</p>	<p>多様な情報手段については、52 ページの「(5)広報広聴体制の充実」で、「プレスルームの整備」「インターネットを通じた情報発信に関する検討」（特にワンセグ、ツイッター、及びフェイスブック等）の項目を設け新しい伝達方法等について検討していくこととしております。</p> <p>家族等からの問い合わせについては、108 ページの（ウ）住民からの問い合わせに対する対応で①来庁者に対する広報窓口を設置する。②市ホームページ、エリアメール、行政チャンネル等を活用し、広報活動を行うことを記述しているところで</p>
----------------	---	---	--

<p>118 ページ</p>	<p>第 3 部 災害 応急対策計 画 第 3 章 災害応急対 策計画 第 2 款 津 波避難計画</p>	<p>2. 避難勧告・指示等の発令  (1) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等から伝達を受けた津波警報等を地域衛星通信ネットワーク、市防災災害情報システム等で住民等へ伝達するように努める。</p> <p>「地域衛星通信ネットワーク」は J-ALERT を送る衛星系伝送路で自治体が利用するもので、住民に伝える市防災災害情報システムと同列ではないため削除が望ましい。「市防災災害情報システム等で住民等へ伝達するように努める。」とありますが、避難勧告・指示等は確実に住民に伝える必要があるもので「伝達するように努める。」は不適切で「伝達します」「伝達を図ります」が望ましい。</p> <p>(3)・・・・・・、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティ FM 放送、携帯電話及びワンセグ等の・・</p> <p>防災行政無線は宮古島市にはないので防災情報システム(屋外)に変更することが望ましい。</p>	<p><u>(1)</u>  「<u>地域衛星通信ネットワーク</u>」は削除します。</p> <p>「<u>市防災災害情報システム等で住民等へ伝達するように努める。</u>」は、「<u>～伝達を図ります。</u>」に修正します。</p> <p><u>(3)・・・・・・、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティ FM 放送、携帯電話及びワンセグ等の・・</u></p> <p>「<u>防災行政無線</u>」は、「<u>市防災情報システム</u>」に変更します。</p>
----------------	---	---	--

<p>48 ページ</p>	<p>第2部第1章 災害予防計画（地震・津波編） 第4節 地震・津波災害応急復旧対策活動の準備 第1款 初動体制の強化</p>	<p>(1) 市職員の動員配備対策の充実 イ …… 本部長を始め、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常備携帯させ、……。</p> <p>東日本大震災の教訓から安全と思われた携帯電話は、基地局が至る所に点在しているため、災害や停電に弱いため、今後、携帯基地局は高台1局集約させ、発電システムを整備することが指摘されていました。宮古島市の携帯基地局は点在し、災害や停電に弱いこと予想されるなかで、本部長等への連絡として携帯電話等の拡充を記しており、東日本大震災の教訓が生かされていないと考えます。</p> <p>(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (イ) 市防災情報システムの設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の更新・強化を進める。</p> <p>宮古島市情報システム（屋外）は ADSL（NTT）の有線と簡易無線を利用した IP システムです。ADSL は有線でループ化されていないため災害に弱いシステムです。合併時に整備された庁舎間を結ぶ光ケーブルはループ化されているため ADSL よりやや安全と言えますが、有線なので災害に弱いシステムといえます。簡易無線は音声の調整が難しく音が割れて聞きづらいか、音声小さく聞きづらくなっています。そして、IP 告知屋外システムは大手メーカーのものではなく、多くの機器を組み合わせた特殊な IP 告知システムで、極めて停電に弱いシステムです。また、宅内の告知端末が設置できないシステムです。すでに故障が出たりしていると聞いています。阪神大震災、東日本大震災以後、有線、IP 告知システムは災害や停電に最も弱いシステムでることは周知の事実で、「市防災情報システムの設置箇所数や端末局の増加」は検討する必要があります。</p>	<p>(1) 市職員の動員配備対策の充実については、連絡手段の有力な手段として携帯電話を記載しています。しかしながら、大規模な災害に備えて携帯電話以外の災害に強い通信機器の検討や、電話等が不通の場合での連絡方法についても検討していく考えです。災害時の市職員の配備体制については各災害に応じてページ85、96の「災害時の職員配備体制の流れ」に示してあります。</p> <p>ご指摘のとおり 49 ページ4行目の（イ）で「（イ）市防災情報システムの設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の更新・強化を進める。」と記述しており、通信施設・設備等の整備については今後とも努めてまいりたいと考えております。</p>
---------------	---	---	--

	<p>続いて記されている「最新機器への更新」はそのまま読めば、現システムの最新機器と理解され、コミュニティ FM 方式や防災無線方式の変更ではないようで、現方式への更新は検討を要すると考えます。そもそも導入したばかりのシステムをどうして更新する必要があるのか、むしろ災害や停電に弱いシステムをどうして導入したのを明確にする必要があると思います。</p> <p>提案</p> <p>今回作成される「宮古島市地域防災計画」(素案)は東日本大震災の教訓を生かしたものにしていますが、以下の点について修正・検討されることを求めます。</p> <p>1. 住民に災害情報を確実に伝達することを柱に据えて欲しい</p> <p>東日本大震災が発生して、NHK、大学等の被害状況や甚大な被害の理由等の調査が行われまし。</p> <p>○51%の人が津波情報を全く聞いていないと答えています</p> <p>調査地域は屋外の防災無線は設置されていますが、戸別端末は設置されていません。地震で停電となり普段情報を取り入れていたテレビが映らなくなり情報過疎となりました。屋外拡声器は外に出ても聞こえなかったようで、家のなかでは全く聞こえなかったようです。聞き取り調査では、気がついたら家毎流されていたとの証言があります。仮に戸別端末が設置されていれば災害情報を聞けたと思います。以前、防災行政無線は屋外はスピーカーで、家の中では戸別端末が当たり前でしたが、価格が高額なため屋外スピーカーのみとなったようです。</p> <p>○「今後の津波防災の取り組み」との質問に対して、「津波警報等の災害情報を迅速に、停電時であっても確実に伝えて」と多くのひとが答えています。</p> <p>住民に災害情報を確実に伝えるかが最大の課題と考えます。</p> <p>2. コミュニティ FM を活用した告知システムにシフトしている</p>	<p>市の現在の防災システムは平成24年に導入しておりますが、一部音声割れて聞きづらい箇所がございます。情報通信機器の性能は逐次改良されていることから、現行システムに合った機器を更新・強化を進めていきたいと考えております。</p> <p>現行システムでは、停電時においても全島をカバーしている屋外放送システムによる音声放送と、携帯電話・スマートフォンへの情報配信により、災害情報を確実に伝達することが可能ですが、停電時を含めて住民に災害情報を確実に伝達する方法等については、今後検討する方針です。</p> <p>また、大きな地震があったら津波に備えて逃げるのが重要であること、災害情報は住民からも積極的に取りに行くことが重要であること等を啓発して、自助・共助により災害から生命を守る意識の醸成を、上記に併せて、進めていく方針です。</p>
--	--	---

	<p>○阪神大震災からコミュニティ FM が災害情報を伝えるツールとして注目され、東日本大震災では、電気、通信インフラが破壊され使用できない状況のなかで、21局のコミュニティ FM が「臨時災害 FM 局」として防災情報や災害情報、コミュニティの醸成として活躍したことは周知の事実です。そうしたなかで、東日本大震災を調査・研究している大学関係者等からあらためてコミュニティ FM ないしコミュニティ FM を活用した FM 告知システムの重要性が語られています。</p> <p>○全世帯あるいは危険地域に戸別受信機を設置する必要 コミュニティ FM は広帯域に中継なしで電波が届き、告知端末(防災ラジオ)の価格が1万円前後と安価であるため、全世帯への設置が可能となっています。また、コミュニティ FM はカーラジオ普通のラジオでも受信ができるためコミュニティ FM を活用した防災告知システムに設置しています。</p> <p>(3) 災害の停電時でも、災害情報を住民に確実に伝えることが最大の課題です。</p> <p>「宮古島市地域防災計画」は「災害の停電時に災害情報を確実に住民に伝える」が最重要の課題ですが、そのことが、章や節等をたてて明記して欲しい。</p> <p>○停電時でも動くのは、乾電池で動く告知端末です。</p> <p>○有線は台風災害や津波等で破壊され、復旧に長時間かかるため、広帯域をカバーできる FM 波無線である防災行政無線、FM コミュニティを活用した告知システムが災害に強いことは証明されています。</p> <p>○IP 方式の端末は乾電池で動くものが少ない IP 方式は双方向機能で注目されて時期をありましたが、停電に弱いこと等で整備する自治体はほとんどありません。</p> <p>「宮古島市地域防災計画」では現 IP 防災システムの拡充等が記されていますが、現システムは有線でしかも IP システムで、戸別端末も設置出来ないシステムです。このシステムで停電時でも災害</p>	
--	---	--

		情報を確実に住民に伝えることは難しいと思料され、検討を求めます。	
--	--	----------------------------------	--